

## 八千代市優良建設工事表彰要領

### (目的)

第1条 この要領は、八千代市（八千代市上下水道局を除く。以下同じ。）又は八千代市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発注する建設工事において、優良な成績で完成した建設工事を表彰することにより、建設業者の施工技術及び意欲の向上を図ることを目的とする。

### (表彰対象)

第2条 表彰の対象となる建設工事は、次の各号のいずれにも該当する建設工事とする。

- (1) 工事請負金額が500万円以上の建設工事
- (2) 市内に本店を置く建設業者による建設工事
- (3) 工事成績評定点（八千代市工事検査要綱（昭和59年八千代市告示第41号）又は八千代市上下水道局工事検査要綱（平成20年八千代市上下水道局告示第18号）に基づき評価された施工状況等の評定点をいう。以下同じ。）が80点以上の建設工事
- (4) 表彰を行う年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した建設工事

### (表彰の欠格事項)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建設業者が受注した建設工事は、表彰の対象から除くものとする。

- (1) 表彰対象年度に65点未満の工事成績評定点を受けた建設工事がある建設業者
- (2) 表彰対象年度の初日から表彰の日までの間に、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分、八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領（昭和61年3月5日施行）に定める指名停止等の受注者として好ましくない行為を行った建設業者

### (委員会)

第4条 表彰を受ける建設工事を選定するため、八千代市優良建設工事表彰選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次条第1項に規定する委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員会の委員は、八千代市競争入札等業者選定審査会規程（昭和46年八千

代市訓令甲第4号)第5条の委員(同条第7号に規定する者を除く。)をもって充てる。

(委員長)

第5条 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財務部長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、委員長は、会議を開くいとまがないときは、委員に回議してこれに代えることができる。この場合において、決議を要する事項は、回議を受けた委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

5 委員会は、前2項の規定により優良建設工事として表彰に値する建設工事の選定を行ったときは、優良建設工事選定書(第1号様式)を作成するものとする。

(報告)

第7条 委員長は、選定の結果について、優良建設工事選定報告書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、八千代市が発注した建設工事にあつては八千代市長(以下「市長」という。)に、上下水道局が発注した建設工事にあつては八千代市事業管理者(以下「管理者」という。)に報告しなければならない。

(1) 優良建設工事選定書

(2) 工事認定書の写し

(3) 工事成績採点表の写し

2 委員長は、前項の規定による報告に際し、必要に応じて、同項各号に掲げる添付書類のほかに、表彰の決定の判断に必要と認める情報を書面等により報告することができる。

(決定)

第8条 市長又は管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を勘案し、表彰を行う優良建設工事を決定するものとする。

(表彰)

第9条 表彰は、あらかじめ指定した日に、八千代市が発注した建設工事にあつては市長が、上下水道局が発注した建設工事にあつては管理者が表彰状を授与することにより行う。

(庶務)

第10条 委員会及び表彰に関する庶務は、八千代市が発注した建設工事にあつては工事検査室において、上下水道局が発注した建設工事にあつては経営企画課において処理する。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

優良建設工事選定書

表彰対象工事	工事名			
	工事場所	八千代市		
	工種		工事完成年度	年度
	受注者			
	住所	八千代市		
	工事請負金額		円	
	工事成績評定点		点	
	事業担当課		工事担当課	
	工事概要			
	その他特記事項			
表彰対象基準	工事請負金額が500万円以上の建設工事			該当・非該当
	市内に本店を置く建設業者による建設工事			該当・非該当
	工事成績評定点が80点以上の建設工事			該当・非該当
	表彰対象年度に完成した建設工事			該当・非該当
欠格事項	表彰対象年度に65点未満の工事成績評定点を受けた建設工事がある建設業者			該当・非該当
	表彰対象年度の初日から表彰の日までの間に、建設業法に基づく監督処分、八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領に定める指名停止等の受注者として好ましくない行為を行った建設業者			該当・非該当
優良建設工事 選考の可否		可 ・ 否		

添付書類：工事認定書(写し)，工事成績採点表(写し)

第2号様式（第7条第1項）

## 優良建設工事選定報告書

様

八千代市優良建設工事表彰選定委員会  
委員長

次のとおり優良建設工事を選定したので報告します。

工事名	業者名	代表者役職氏名

添付書類

優良建設工事選定書(第1号様式), 工事認定書(写し),  
工事成績採点表(写し)